

平成 25 年 12 月 13 日 (金曜日)

第 10 回南三陸町議会定例会会議録

(第 3 日目)

平成25年12月13日（金曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

---

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐	藤	仁	君
副	町	長	遠	藤	健治君

会計管理者 兼 出納室長	佐藤	秀一君
総務課長	三浦	清隆君
企画課長	阿部	俊光君
町民税務課長	佐藤	和則君
保健福祉課長	最知	明広君
環境対策課長	千葉	晴敏君
産業振興課長	佐藤	通君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋	一清君
建設課長	三浦	孝君
危機管理課長	佐々木	三郎君
復興事業推進課長	及川	明君
復興用地課長	佐藤	孝志君
復興市街地整備課長	沼澤	広信君
上下水道事業所長	三浦	源一郎君
総合支所長 兼 地域生活課長	佐藤	広志君
総合支所長 町民福祉課長	菅原	みよし君
公立志津川病院事務 長	横山	孝明君
総務課長補佐	三浦	浩君
総務課上席主幹兼 財政係長	佐藤	宏明君

#### 教育委員会部局

教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	芳賀	俊幸君
生涯学習課長	及川	庄弥君

#### 監査委員部局

代表監査委員	首藤	勝助君
事務局長	阿部	敏克君

#### 選挙管理委員会部局

書 記 長

三 浦 清 隆 君

農業委員会部局

事 務 局 長

高 橋 一 清 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長

阿 部 敏 克

主 幹 兼 総 務 係 長  
兼 議 事 調 査 係 長

三 浦 勝 美

---

議事日程 第3号

平成25年12月13日（金曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第115号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第116号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第117号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第118号 南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第119号 南三陸町子ども・子育て会議条例制定について
- 第 9 議案第120号 南三陸町被災地域農業復興総合支援事業による財産の無償貸付け等に関する条例制定について
- 第10 議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第11 議案第122号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第12 議案第123号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第124号 工事請負契約の締結について
- 第14 議案第125号 工事請負契約の締結について
- 第15 議案第126号 業務委託変更契約の締結について
- 第16 議案第127号 業務委託変更契約の締結について
- 第17 議案第128号 財産の取得について

第18 議案第129号 普通財産の貸付けについて

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

午前10時00分 開議

○議長（星喜美男君） おはようございます。

昨日は特別委員会、延長して遅くまで大変ご苦労さまでございました。本会議3日目でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において9番阿部建君、10番山内昇一君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

### 日程第2 諸般の報告

○議長（星喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に既に配付しておりますとおり、町長提出議案4件が追加提出され、これを受け入れております。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第3 一般質問

○議長（星喜美男君） 日程第3、一般質問を行います。

通告7番、及川幸子君。質問件名、1、名足保育園を「認定こども園」新制度に移行する考えは。2、将来保育所と幼稚園の併設を望まれているが、当局の考え方を伺う。以上2件について、一問一答方式による及川幸子君の登壇、発言を許します。3番及川幸子君。

〔3番 及川幸子君 登壇〕

○3番（及川幸子君） 大分立ち番が変更になったもので戸惑っております。まずは、3期目のご当選をされました佐藤町長に敬意を表します。

3番及川幸子は議長の許可を得ましたので、登壇にてご質問させていただきます。

1つ目は、名足保育園を新制度である認定こども園に移行する考えがあるかどうか問うわけ

ですが、この認定こども園制度は平成18年10月、法律に基づきスタートしたわけです。ご存じのとおり、幼稚園と保育所等の制度の枠組みを超えて、それぞれのよいところを生かしながら両方の役割を担い、施設の高機能化を目指す制度として知事が認定を行います。毎年、伊里前保育所は定員オーバーになり、待機児童が、他の保育所や園に受け入れ相談をしてきた経緯があります。今は働いているお母さん方が多く、未満児を預ける家庭が非常に多くなり、先生方も大変なご苦労をなさっております。

どうかこの新制度であるこども園に、名足保育園定員60名のところ現在は27名しか園児がおりませんが、こども園地方裁量型に移行できないものか、町長の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（星喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員の1件目のご質問でございます、名足保育園の認定こども園新制度への移行についてお答えをさせていただきたいと思います。

名足保育園につきましては、ご承知のとおり認可外保育施設の僻地保育所であります。今お話をありましたように、定員60人に対しまして震災前40人前後が利用しておりましたが、震災後の利用者は30人に満たないという状況になってございます。

認定こども園制度は、今お話しのとおり平成18年10月から制度が運用されておりますが、これは幼稚園と保育所等の制度の枠組みを超えて、それぞれのよいところを生かしながら両方の役割を担う施設の高機能化を目指す制度で、宮城県が施設を認定する就学前の教育・保育の新たな選択肢であります。

認定こども園の移行の可能性といったしまして、4つのタイプのうち幼保連携型と地方裁量型が考えられますが、幼保連携型の場合はまず保育所として認可を受ける必要がありまして、これには調理室や医務室の設置といった施設の改修を伴います。現状の施設のままでは移行することが残念ながらできません。そこで、もう一つの地方裁量型ですが、こちらへ移行した場合に現場では相当の混乱が見込まれます。この移行に取り組もうとした場合、克服すべき課題が幾つかございますが、その1つは職員の不足であります。個別の配慮をする児童が増加している上、教育担当者と保育担当者がそれぞれに必要となるため、さらなる人材確保が求められます。また、子供たちは一つの集団の中に、保育に欠ける子供と保育に欠けない子供が混在することになるのも心配されるところであります。利用時間が大きく異なるなど、事情に対しては相当な配慮を要します。いずれにつきましても、本年9月に行いましたニーズ調査の解析内容を吟味するとともに、子ども・子育て会議においてご議論をいただき

つつ、サービスの提供体制を整えてまいりたいと考えております。

○議長（星喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 私の調べてきたものと同じことですけれども、今、名足保育園は僻地保育所になっております。僻地保育所を認定こども園に転換する際には、人口減少地域における教育及び保育が一体的に提供される場を保護する観点から認定基準を緩和する規定を条例で定めているということで、そんなにハードルが高くないと私は思うんですけれども、一つこの間ニーズ調査をしたという結果を聞かせていただきたいんですけども、お願ひします。

○議長（星喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） ニーズ調査の関係でございますが、今まだ集計中でございまして、実際ははっきりした結果は出ておりませんので、もう少しお待ちいただきたいと思います。

○議長（星喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） いつごろわかりますか。お願ひします。

○議長（星喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今年度内には公表したいと考えております。

○議長（星喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今年度内にわかるとすれば、その件についてはわかりました。

それでは、今、名足保育園はたしか平成15年に建設していますけれども、非常に明るく立派な建物ですね。そういうものをフル活用していくという意味からも、人口が減っている、入居数が減っている要因の中には、私が思うには、伊里前保育所は給食が出るし預かる時間も長いからそちらに行っているお母さんたちが多いんです、実際は。それで名足保育園を希望しないお母さんたちも多々あるんですけども、そういうことをカバーするにはやはり伊里前保育所に近づけて利用させていくという方法も一つあるんですけども、そうした場合、今の町長の答弁のように給食というのも考えられるんですね。そうした場合、あそこには厨房はないんですけども、あの距離からいうと、伊里前保育所でつくった給食を運ぶという手もいろいろな方法があると思うんですよ。ただ職員が不足だからできないというのではなくて、どうすれば名足保育園を利用させられるのか、あのぐらいの規模の保育園ですので利用させられるのかということを考えもらいたいんです。できないということは簡単ですけれども、じゃあできるように、あの立派な保育所を利用させるのにどうしたらいいか。そういうことを考えてみたときに、やはり伊里前保育所はどんどん申し込みが多くなって規模

も大きくなって、ましてや2年後には高台に新しい保育所ができるわけですけれども、距離的には5キロないですから、車で運んでも1回で済みます、子供たちの給食ですから。そういうことを考えると、やはり長い目で見た場合、そうして改良していけばお母さん方にも利用されるんじゃないかな、そういう思いがありますので、だめではなくて、やはりそこに難しい問題をクリアしていかなければいけないという発想を持ってもらいたいと思うんです。そのことで、この次、年内中にそういうニーズ調査が出るのであれば、その結果をお知らせ願いたいと思います。

そしてまた、これは補助事業なので、僻地保育園の補助事業を受けたままでスライドできませんので、減額になるとかそういうことではないので、前向きに検討していただけたらありがたいと思います。その点いかがでしょう。

○議長（星喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 名足保育園の経緯は、私、詳しいのでお話をさせていただきますが、建設は平成18年だと思います。平成17年10月1日に合併をいたしまして、実はその合併後に名足保育園の建設が決まっていたんですが、予算がとれていなかつたと。それで急遽2月に厚生労働省に私お邪魔しまして、何とかその予算をつけてくれということでお願いをした経緯があります。この予算というのは、その年の平成17年の3月で切れるという制度だったんです。それを何とか組み入れていただきたいということでお願いに行った経緯がございます。平成18年に建設に入るわけですが、そのときに実は私、今どき僻地保育園というスタートでいいのかという疑問がありまして、保育所へ移行したらどうだということで、当時の担当の職員にお話をさせていただきました。当時、ご父兄、保護者の皆さんに保育所でなくていいんですかと、給食の出る保育所のほうがいいんじゃないですかとお話をした経緯がありました。そのときの地域の方の要望は、これまでどおりの保育園にしてくれという要望だったんです。それで名足保育園という形の中でそのまま存続してきたという経緯がございます。ですから、ある意味なぜ名足保育園にしたのかというのは、地域の方々が名足保育園でいいという、保育園でいいという、いわゆる僻地保育園でいいというそういうご判断があったので、保育園ということでこれまで経緯で推移してきたこともございます。

だから、今ご質問の認定こども園。私、ある意味認定こども園に移行するよりも、もっと手っ取り早いのがここを認可保育所にしたほうが、利用数もふえるし、そのほうが最も手っ取り早いと私は思っているんですよ。ですから、ある意味そういう選択肢を、地域の皆さんのご理解をいただくということができれば、そちらのほうが手っ取り早いし、それが名足保育

園でなければならないという地域の方の要望があるんだったら、その次の、次善の策としては、伊里前保育所が今お話がありましたように2年後に新しく新築しますので、そちらのほうの定数をふやすとか、そういう対応というのはあると思います。

それから一つ言い忘れましたが、一番大きかったのは保育料の問題です。保育所にしますと保育料が上がると。そういうことで、保育園のままにしていただきたいというのが地域の要望だったんです。

○議長（星喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 納食の話が出ましたので、ちょっとつけ加えさせていただきますが、いわゆる認定こども園にいたしますと、未満児も先ほどの話だと受け入れてほしいというようなお話だったと思うんですが、未満児の子供さんに関しては、納食のいわゆるデリバリーといいますか、運んでくるというのは提供できません。それは規定されておりますので、その場でつくらなければだめだということになっておりますので、申しわけありませんがそういう対応ができないということになります。ですから、もしそこで納食を提供するということであれば、その名足保育園、いわゆる新しくなったこども園の中で納食をつくらなければならないということがございます。

○議長（星喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ニーズの調査の結果にもありますけれども、今、町長が話したように、こども園ではなくて認可保育所にてもいいというようなお話がありますけれども、そうした場合、やはり今言った保育料の問題が出てきますが、やはりニーズの結果を見て、また後の議会にするか、またこれを続けてお話をていきたいと思います。一応、1つ目の件についてはこれで終わりといたします。ありがとうございました。

それから、2点目よろしいでしょうか。2点目は、保育所と幼稚園の併設についてです。震災後全国からボランティア活動団体が当町に来ておりますが、ありがたく感謝申し上げております。その中でもいろいろなジャンルというか異文化を体験できたことは、私だけでなく多くの町民の皆さんのが体験し、何かを感じとったことだと思います。この文化は一、二年で培われるものではありません、長年培ったものです。

日本の和食が世界無形遺産に登録になりましたが、世界の和食になり日本人としては誇りに思います。それが保育所と何の関係があるのかと思われますけれども、三つ子の魂百まで、就学前の頭脳が人生で一番記憶する時期なのです。このことを踏まえ、幼稚園と保育所を併設して5歳児に、1年生に入る前の年次ですね、年長さんです。英会話や五十音、歌、リズ

ム遊び、礼儀作法などなどいっぱいありますけれども、遊びの中から五感で体験させたならば、将来の人材育成につながるのではないかでしょうか。

ある市長さんが、「文化の発展のないまちは、まちも発展しない」と話しておりましたが、この町の将来を背負っていく子供たちに夢を抱かせるためにも、当局の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは2件目のご質問でございます。将来保育所と幼稚園の併設の考えはについてお答えさせていただきますが、若干1件目の答弁と重複するところもございます。幼保一元化につきましては、先ほどの認定こども園制度の導入が考えられますが、保育所、幼稚園などの子供や子育てをめぐる保護者のニーズにつきましては、ご案内のとおり多種多様化してございます。その現状や将来の見込みを把握するために、先ほど担当課長がお話ししましたように、平成25年9月にニーズ調査を実施いたしまして年度内に解析中でございますので、それを踏まえていく必要があると思います。その結果に基づきまして、26年度中には南三陸町子ども・子育て計画を策定していきたいと考えてございます。

またそれと並行して、国の子ども・子育て支援法に基づきまして、子ども・子育てに関する諮問機関として、南三陸町子ども・子育て会議の設置を今回の議会に条例提案をさせていただいております。今後は、子育て世帯の保護者の皆さん、あるいは地域のニーズを調査して継続して実施しながら、子ども・子育て会議の意見や答申をより検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（星喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 何をするにも弊害というものが出てくるわけですけれども、幼稚園、保育所でだめなのかと思う人もいるかもしれないわけですけれども、やはり保育園、保育所の機能というのは基本的には預かりだと思うんです。幼稚園というのはカリキュラムに基づいて、文科省が管轄ですからそれなりにやっていくわけですけれども、幼児期に覚えたことというのは、ずっと一生その人について回るんです。今文科省では5年生、6年生から英語を取り入れようとしておりますけれども、やはり小さいときに耳から五感で覚えたものはずっと覚えていくので、五、六年になってもすぐ英語を学ぶということには抵抗なく入れると思うんです。今は中学校から英語をやっておりますけれども、母国語ではないので、やはり私もそうなんですけれども抵抗があるんですよね、英語というと。これからは、やはりオリンピックも7年後にあるわけですけれども、そういうスポーツだけではなくて、そういうものを身

近で感じていくにはやはり英語というものも必要でないかなと思うので、そのためにも遊びの中から何かを、英語ばかりではないんですけれども、そういうものを幼児期から耳で聞いていくということも大事なことだと思います、子育てしていく上で。

皆さんここにいる方は男性なので、子育てという点にはちょっとほど遠いものがありますけれども、やはり私は女性の立場からいいますと、皆さん子育てに自分も大なり小なり、私の場合は投げてきましたけれども、そういった反省を踏まえて今申し上げているわけですけれども、大事な時期なんです、幼児期というのは。そういう幼児期に、そういうカリキュラムに基づいて教えていくということが非常に大事であると思います。

私ごとを言うようですけれども、うちでは皆、私は職員でありましたけれども、近くに民間の保育所がありましたのでそちらに4人とも預けましたけれども、リズム遊びというものをやっていた保育園でした。それで、すごくリズム遊びをしたおかげで、側転をやったり運動が好きになって、頭のできは悪いんですけども運動だけは何とか楽しくやっていたことを思い出します。そういう保育所、保育園、幼稚園、町内にもいろいろありますけれども、やはり父兄がそういう場所を選ぶことができる、そういうものをつくっていくべきではないかなと思うんです。どの保育所に入るか、幼稚園に入るか皆それぞれおののおのの判断で入れることができると。町では保育所しかやっていないんですけども、そこに幼稚園というのも取り入れられれば選ぶことができて、自分の子育てにも疑問がなく、子供たちを伸び伸びと育てていくことができるのかなと思います。そういうところで、もう一度お願ひいたします。

○議長（星喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、地域の皆さん方がどういうニーズをお持ちなのかということがまず第一義的に非常に大事だろうと思います。今子供たちが小さい幼児期にさまざまな経験をするというのは非常に大事だというお話はもっともだと思います。子供たちがそういう年代、世代のときに、本当に砂に水がしみ込むようにいろいろなことを覚えていくというのはちょうどその時期だと思いますので、さまざまな体験をさせるということも必要ですし、さまざまなお話を教えていくということも大変重要だと思ってございます。

今英語のお話になりましたけれども、基本的にそういった指導といいますか、教える先生の問題をどうするのかというところなど、さまざまなクリアすべき課題はあると思います。基本的に、それぞれの保育所で保育計画を立てながら年間やっておりますので、その中でどういうことが可能なのかということも含めて、現場サイドのいろいろなお話を聞かなければ

ならないと思いますが、例えば一つ英語というんでしたら、ALTさん。制度上無理なんですが、ALTがいるので、その方が放課後にちょっと一緒にそうやって遊ぼうとか、そういうこともやってやれないことはないのかどうかはわかりませんが、ただ、保育所に行って教えるというのはなかなか無理なのでそれはできませんけれども、そういういろいろなことを体験させるということは非常に大事だとは認識はいたしております。

○議長（星喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 保育所であっても、現在の保母さんたちにはいろいろご苦労、ご努力されていることはこの場をかりて御礼申し上げるんですけれども、今は体験発表会というんですかね、昔でいえばおさらい会というんですけれども、そういうものも保母さんたちに努力していただいて、子供たちのためにいろいろ工夫してやっていただいているんですけども、それも先生方の発想の一つだと思うんです。子供たちがそれに一生懸命向かって、父兄もそれを見て感動して、そして小さいながらもはかまをはいたり着物を着たり、そういうところにも文化というものが見え隠れしているので、常に本当に保母さんたちには感謝しております。そういうところまで気を配ってやっているということに対して、この場をかりて御礼申し上げます。

また1つは、町長がおっしゃいましたALTさん、せっかく来ておりますので、その辺の横の連携をとりながら、制約があるでしょうけれども、その中でできる限り遊びの中からそういう歌でも単語でもいいですから、子供たちのためになるようそういう協力を教育委員会さんととっていただいてやっていけたらありがたいと思います。

最後に、私の言葉なんですけれども、「花も大事だが根のほうがもっと大事。根がしっかりとおればどんな花でも咲かすことができるから」という言葉があるんですけども、やはり幼児期というのは、そういう大事な根っことなる部分。だから幼児期が大事なんだということを申し述べまして、私の一般質問を終わります。

○議長（星喜美男君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

---

#### 日程第4 議案第115号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星喜美男君） 日程第4、議案第115号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第115号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行により関係法令の一部が改正することに伴い、個人住民税の年金特別徴収制度の見直し及び金融所得課税の一本化に関する細目を定める必要があることから関係条例の一部を改正するものです。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第115号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明させていただきます。

議案参考資料の2ページをお開きいただきたいと思います。このページと次のページを中心にお説明をさせていただきたいと思います。

まず2ページ、1番趣旨でございますが、平成25年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律のうち、一部のものについて、関係改正政令省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴って町税条例の一部を改正するものであります。

今回の改正は、大きく2つでありますて、1つは年金の特別徴収に関すること、もう一つは課税所得の税率に関する条文において金融商品の課税に関する部分の改正を行うという内容でございます。

見出し2番の条例改正の概要。内容でございますが、（1）と（2）、こちらは関連がございますのであわせて説明したいと思うんですが、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収と年金所得に係る仮特別徴収税額等についての改正でございます。

公的年金からの特別徴収、いわゆる天引きでございますが、所得税を除けば、平成12年に施行された介護保険制度からが特別徴収の本格的な始まりということになりますが、その制度の中で、今まで特徴徴収されている方が例えれば町外に転出した場合、特別徴収を停止して普通徴収に切りかえる、いわゆる納付書での納付に切りかえることになっていました。介護保険制度においては、転出した月の前月分までの保険料を転出する前の市町村に、それから転出月以降の保険料を転出した先の市町村に納めることという制度になっていたということ

でございます。しかしながら、住民税、町民税につきましては年税額の全額をその年の1月1日の住所のある市町村に納めるということになっているので、本来であれば介護のように普通徴収に切りかえることなく年金からの特別徴収を継続できればいいところなんですが、年金天引きをお願いしている年金保険者、いわゆる日本年金機構などになるんですが、システムの制約がありまして、この取り扱いができない状態にあったということでございます。

また、所得の状況の変化によっては、（2）の部分になるんですが、その年の年税額が前年の年税額よりも大きく変動することがございます。そういった場合、特別徴収の場合は、4月、6月、8月を仮徴収の月。それから、10月、12月、2月の支給月を本徴収の月としておりますが、一旦仮徴収額と本徴収額に差が生じた場合、現行の制度では翌年度の仮徴収額は前年度の本徴収額とされていることから、徴収額に不均衡が、仮徴収の4、6、8月と、10、12、2月に徴収する額に乖離が生ずるという問題があったということでございます。これらの問題についても、やはり年金保険者のシステム上の制約があるということで、大規模な改修がないとこの部分の改正ができないという状況にあったということでございます。これらの改正が、今般日本年金機構を始めとする年金保険者のご理解を得たということで、制度見直しに必要なシステム改修を行っていただけるということになったことから、今回の改正が実現したという内容のものでございます。

新旧対照表、参考資料の4ページをお開きください。

この改正部分は、4ページの第47条の2関係、それから5ページの第47条の5の関係の改正ということになってございます。

済みません、2ページにお戻りいただきたいと思います。

次に、（3）から（6）までの部分でございますが、こちらも関連がございますのであわせて説明させていただきます。

先ほど、金融商品の課税に関するごと申しましたが、この改正につきましては、金融所得課税の一体化として大きく2本の柱から構成されております。1つは、税の負担に左右されずに金融商品を選択できるよう税率等の金融商品間の課税方式を均衡化したこと。もう一つは、投資になじみのない一般の方も投資を行いやすくするように損益通算の範囲を拡大するという内容の改正となっております。

次の3ページをお開きいただきたいと思います。こちらの表でこの部分についてはご説明したいと思います。

こちらの参考資料縦長の部分の1と2がありますが、2番の下段のほうの見出し、公社債等

に対する課税方式の変更という部分をごらんいただきたいと思います。

こここの現行部分と改正後とありますが、この現行部分の下の「公社債等」とある部分ですが、これらが地方税法の改正で、「特定公社債等」と「一般公社債等」という区分にされてしまったということです。改正後のほうを見ていただくとわかると思うんですが、これが区分されたということで、今網かけになっている部分で、公社債等の譲渡所得が現行では非課税扱いになっていたものを、下段のとおり他の株式等と同様に課税するという改正を行ったということを説明する表となっております。

公社債等とは、ご存じだと思いますが国債や地方債、あとは民間の電力債等がそれに当たるものでございます。

次に、上段の見出し1をごらんいただきたいと思います。

金融商品に係る損益通算範囲の拡大ということを説明する図でございますが、現行とあります改正前の状況の損益通算の範囲というのが横の楕円と縦の黒い部分で囲まれた部分ですが、これが改正後公社債を区分したことに伴って損益通算の範囲が拡大するということで、大きい黒い枠になっている部分。これらを説明する図式ということでございます。

損益通算というのは、株式などを譲渡したり配当を受けたときに利益と損失を相殺して計算することでありまして、最終的に利益が発生した場合には確定申告を行っていただくということになっているということでございます。

要するに、金融商品に対する課税をわかりやすくすることにより、個人投資家がより以上に株式とか公社債を扱いやすくなる改正で、条例部分でいいますと町民税を課税する際の所得を計算する部分等の文言の改正ということになります。

前ページに戻っていただきたいんですが、（3）から（6）の部分の改正の内容をこちらに記載させていただいておりますが、今ご説明した改正の内容を具現化するための文言、「利子等」とか「上場株式等特定公社債等」という文言に関連する改正が主な内容となっているということでございます。

参考資料の6ページの附則の第16条の3から、大分ボリュームがあるんですが、27ページの附則の20条の2までの範囲の改正ということでございます。

また2ページにお戻りください。

施行年月日ということでございます。（1）（2）の改正につきましては、平成28年10月1日から、それ以外は平成29年1月1日からの施行ということになっております。施行までの期間は相当あるわけですが、地方税法の施行に関する取り扱いとして、法律、政令、規則に

において明確に規定され地方団体ごとの選択判断の余地がないものについても、住民の理解を得る上で最小限度必要なものにあっては重複をいとわず総合的に規定することが適當とされていること。また、法令文の安定性の確保の観点から、政省令の発布とタイミングを合わせた改正となることをご理解いただきたいと思います。

以上、私からの説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（星喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番阿部建君。

○9番（阿部 建君） いろいろ説明をいただきましたが、なかなか内容が難しいと。27ページまで読むことも何も到底できませんので、おのおのが勉強すればいいところですけれども、簡単に説明すると、結局年金より天引きして徴収された税金、後期高齢者とかいろいろそういう税金がそういうことではなくなるのかなと思っているんですけども、地方税法の改正に対応した文言の修正と備考欄に載っていますね。文言だけの修正ではなく、次には仮特別徴収税額の算定方法の見直しに伴う規定の整備。いろいろ見ると、次に株式。ざっと見ても株式とそれから先物、それらも入っているんじゃないですか。いわゆる商品相場。そんな株式の利益を得たもの、あるいは先物取引で利益を得たもの。この利益については、税は自主申告だから申告しなくてはならない。前はなかったんだから、前はね。何十年も前はなかつた。株式譲渡益とか、株式の利益、あるいは商品相場。これでもふえたね。いわゆる利ざやにかかる税金、それが今回変わったのかどうか。5%どうとかいう意味はちょっとわからぬいんだが、利子について5%なのか、ここら辺もわからない。27ページまでとても読むのも大変なものだから、もう少し簡単に。余り簡単過ぎてもだめですよ。抜かして説明しては。先物取引なんかあなた説明していないんだもの。それも変わるんでしょう、商品先物取引。これを見ると。それらについて。

それから、この法律の施行に伴って、本町で一体税の変化ができるのかどうか。恐らく相当株を買っている方いると思いますよ。今銀行だって0.0何ぼだから。タクシーで銀行に行って定期預金預けるなんかするとタクシ一代のほうが高い。そんなような時代でありますので、いろいろ株式だとかが多くなってきているのかなと判断するわけですけれども、当町ではおよそこれらの税収が、このごろ株もぐんと上がってきているから利益が出ているんだろうとは思いますけれども、今までどうだったのか。そういうものは個人情報の法律に抵触するから、個人の誰がこうだということを聞いているのではなくて、総体的に。恐らく先物取引は余りないと思いますが、株については公社債あるいは上場株、それらについても適用す

るんでしょう、これは。そのようなことから、もう少しあわかりやすく、本町の税にかかる内容等を説明していただきたい。

○議長（星喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 大変失礼いたしました。それでは議員のご質問にお答えいたします。

前段の部分の年金の特別徴収に関する部分でございますが、要は介護保険制度に倣った特別徴収の制度というのができ上がっておりまして、その介護保険制度に倣った年金からの天引きをするために、そういった転出するような人が出た場合、特別徴収から普通に納付書で納める納付に切りかわってしまうために納付を忘れてしまうとか、徴収率に影響するというようなことが今まであったということだったんです、町民税に関しましても。ただ、それが町民税に関しましては、前年の所得に応じて次年度に税金を納めていただく、1年分を6回の年金の支給にあわせて特別徴収、天引きさせていただくということが、そういった介護に合わせた制度だったために途中で切りかわってしまうような事態になっていたというところを是正するという内容の改正ということで、条文を改正しておるという内容でございます。

それから、株式等金融商品に係る改正というのは、3ページでお示しした部分が主なんですが、私も大変申しわけありません、株式等については詳しくはないんですが、今まで上場株式等の譲渡益等についてはずつと従来どおり課税されていたものが、公社債と言われる国債とか地方債の譲渡所得にも今まで非課税だった部分を課税して、一律金融商品の課税を均衡化してわかりやすくしたと。一般の投資家にも投資しやすいよう、わかりやすいように改正を行ったという部分で、町税を計算する際にこれは申告分離課税ということで、100分の3とか3%の割合とかで税率を掛ける部分でございますが、その部分の文言に、例えば「配当」という表現があった部分を「配当等」にして、要するにそこに公社債の部分の配当等も含まれますよとか、そういったような文言の改正を行うということで、基本的な税率等の部分に関わる部分ではないということでございます。

それで、従来の町税税収に係る影響ということでございますが、この辺は分離課税でして、直接申告する方、こういった株式等の申告をする方というのは、申告会場等でもほんの10名に満たない数名の方々という部分でございまして、ほとんどの方は購入した際、譲渡する際に源泉徴収されております。直接利益が出た部分から、例えば10%国税と合わせて引かれるというような状況になっておるということで、この金融商品の課税によっての影響額までにつきましてはちょっとまだ把握しておりませんので、今後勉強させていただきたいと思いま

す。

以上です。

○議長（星喜美男君） 阿部建君。

○9番（阿部 建君） やはりこういう条例改正が、国債、上場株あるいは先物取引の株の収益の問題ですから、それらについては判断がまだだとか勉強だとか難しいことを言っているんじゃないんですよ。それによって当町の税にどの程度変化があるのかないのか、それを私は聞いているです。それ边まだわからないとかわかるではなくて、こういう条例を改正するとなれば、やっぱりそれらを把握する必要があるんだと思いますよ、何名もいないと思いますから。それによって、一銭も反映がないんですか、この法のかかわる本町の税の中に。この税の改正によって、本町の株、先物取引、山林所得というのもかかわってくる。山林所得、これはどういうものなのか。これはもともとあった文言の修正ということなんでしょうが、その辺のこと。例えばこれによって税の增收になるのか。どの程度增收になるのか、本町では。なるのかならないのか。何名の方が株でこのぐらいもうけましたよと。自主申告だから、税は。申告するわけだ。私は詳しく言っているんです。何十人もいないんだから。それが、これにも税をかける必要があるんだということの税改正がなされて、この譲渡益にも税を課すべきだというようになって、税が課せられることになったということですので、こういう税金の時代ですから、株を買っている人たちが何名ぐらいいるのか、わからなければいいですよ。ただ、その程度ぐらいは税務課長だから、税の最高責任者だから、この法改正は南三陸町の税にはほとんど関係ありませんとかあるとか、その辺のことぐらい調べておいてもいいんじゃないですか。私だって研究しているんだから、先物相場も株式も。それで聞いているんですよ。いかがですか。

○議長（星喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、申告をされる方はほんの数名、10名に満たないような数字でございまして、現段階では税収には影響のないものと、大きく影響するものとは考えておりません。ただ、今後は金融商品の扱いがしやすくなるということで、間接的に税収にはね返ってくるという部分は今後あり得るかとは思いますが、現時点ではそのような見解、考えでございます。

以上です。

○議長（星喜美男君） よろしいですか。ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 前議員との関連なんですかけれども、先ほど株式を買う際に源泉徴収と言われましたけれども、よく言われるトレーダーという方たち、株その他のそういうトレーダーみたいな方がこの町にはいるのか、そしてもしいたらそういう方の税収がどういった形になるのか、もしわかつていたなら教えていただきたいと思います。

○議長（星喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 浩みません、承知しておりません。

○議長（星喜美男君） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） この特別徴収というやり方なんですかけれども、国の方針で取りやすいところから取るというやり方なんだと思うんですけれども、本来所得税というのは、ほかの所得とあわせて本人が申告しておさめるものだと思うんですけれども、それでこういうやり方がどうなのかと思います。

○議長（星喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） お答えいたします。

今、議員さんのご質問、所得税ということでございますが、所得税は既に昭和の時代から年金のほうから所得の出る方については源泉されているという状況でございます。ただいま申し上げました特別徴収につきましては、平成12年度から介護保険制度を皮切りに後期高齢者医療、それから国保税、住民税にわたって現在法整備されまして、年金額が年額18万円以上の方々を対象として支給月にそれぞれ徴収されているという制度、システムになっていよいよなことです。

○議長（星喜美男君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（星喜美男君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第115号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時10分 開議

○議長（星喜美男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第5 議案第116号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星喜美男君） 日程第5、議案第116号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第116号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行により関係法令の一部が改正されることに伴い、金融所得課税の一体化に関する細目を定める必要があることから関係条例の一部を改正するものです。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第116号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、説明させていただきます。

議案参考資料の28ページをお開きください。このページを中心に説明させていただきたいと思います。

まず趣旨ですが、町税条例の一部改正と同様で、平成25年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律のうち、一部のものについて、関係改正政令省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容でございますが、年金の特別徴収、先ほど町税条例で説明した部分を除けば、町税条例の一部改正と同じ内容でございまして、金融所得課税の一体化に関する改正内容と

なっております。この部分は国保税の所得割を付加する際の所得の計算にかかる部分の改正ということでございまして、細かい説明は先ほどと同様でございます。条文の説明は省略させていただきますが、参考資料の29ページの附則の第3項から33ページに係る部分の改正となります。

よって戻りますが、28ページの施行年月日につきましても、町税条例の一部改正と同様、平成29年1月1日からの施行ということでございます。

以上説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星喜美男君） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星喜美男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第116号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第117号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星喜美男君） 日程第6、議案第117号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第117号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正への対応及び災害公営住宅の整備により今後増加することが確実な町営住宅の管理を外部委託したいため、

関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第117号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についての説明をさせていただきます。

議案参考資料の34ページをお開き願いたいと思います。

趣旨につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正による引用条項の改正及び町営住宅の管理について、外部委託ができるよう南三陸町町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

まず1点目でございます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が7月に改正され法の適用対象が拡大されたため、引用条項を改正するものでございます。この改正内容につきましては、これまで保護の対象が婚姻関係ある者に限られておりましたが、同法第28条の2を加え、婚姻関係がない場合についても対象とすることを規定したものであります。平成26年1月3日から施行されることになっておりますので、今回改正するものでございます。

2つ目でございます。町営住宅の管理代行制度の規定を追加するものであります。町営住宅は現在138戸の管理をしております。今後、災害公営住宅が770戸計画され、完成すると町が管理する住宅は900戸余りと震災前の2.3倍になる見込みであります。入居する町民の利便性の向上を見据えた効率的な管理体制を整えるために、公営住宅法第47条に規定される管理代行制度による管理ができるよう条例の一部を改正するものでございます。

35ページから、新旧対照表になります。

今回改正する分につきましては、第6条の2入居者の特例に関する規定でございます。町営住宅には、特別な場合を除いて同居者がいる、または同居予定者がいることが入居の要件になっております。第5号に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者に該当する者は、同居する者がない場合でも入居できることが規定されております。今回改正により、同法第28条の2に該当する方も対象となることが追加をされております。婚姻関係のないという規定でございますけれども、例を申し上げますと、何らかの理由で離婚をされた方が経済的な理由か何かで同じ家に同居するという場合もございますし、それから恋愛関係の延長線上で特に結婚を意識はしないんですが同居するという

ケースが考えられます。

それから37ページをお開き願いたいと思います。

第47条に宮城県住宅供給公社に管理代行の規定を投入しております。公営住宅法第47条に、管理の特例として管理代行を行えるのは地方公共団体または地方住宅供給公社と規定されております。管理代行の相手方としては、宮城県と宮城県住宅供給公社が考えられますが、現在宮城県では、県営住宅の管理を住宅供給公社に管理代行を委託しております。このため直営管理は実施していない状況にございます。このため管理代行の相手方として、宮城県住宅供給公社を想定した条例としております。

第2項に代行できる業務を、第1号の入居者の募集から第18号明け渡し検査まで規定しております。

第3項につきましては、管理代行を行う場合の読みかえ表となっております。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 公営住宅法に規定する管理委託の件に関して質問させていただきたいと思うんですけども、災害公営住宅がふえて町では管理し切れない、町で管理することによってふぐあいが生じるので業者に委託したいという趣旨だと理解しておりますけれども、問題になるのはといいますか、こちらとして懸念材料といたしまして、災害公営住宅等で何か問題が起こった場合に、管理委託しておりますからその業者の責任であるとかそれに対して対応するということになっていくんだろうと思うんですが、やはり町の責任みたいなものは問われ得る問題があるのかなと思いますので、その責任問題の関係を一つ明らかにしておきたいというところがあります。

それと、宮城県住宅供給公社ですけれども、ホームページ等私が調べた範囲なんですけれども、おおむね仙台市のニュータウン系の住宅の整備、管理に当たっていると承知しております。その方々、これから被災地沿岸部いろいろなところに同じような業務が発生するのだろうとは思うんですけども、仙台市などの都市部の管理と、南三陸町を初めとする地方の管理というものには一定程度差異が生じていくのではないかと思っております。具体的に住民同士の何かトラブルであるとかということに対して公社がどの程度介入してくるのかというのはわかりませんけれども、それも含めて質問したいんですが、地方での実績がない部分で、管理委託をお願いするまでに時間はあると思いますので、その辺は大いに検討していただき

たい部分ではあるんですが、条例の施行が来年1月3日からもしくは4月1日からということになっておりますので、余り時間がないのかなと思いました。その辺どういうふうに今お考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2点ございました。それぞれ責任の分担というのが1点だと思います。2点目も含めまして、現在個別に100項目ほどたしかあったかと思うんですが、それを1個1個チェックをしながら、それをどちらで主体を持ってやるのか、それを今突き合わせているという状況でございまして、今現在でこういう形でというのは出ておりませんけれども、4月1日から施行されますので、それまでには公社側と詳細を詰めていきたいと思っております。

○議長（星喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 住民の立場からいたしますと、さらにつけ加えて申し上げさせていただくと、災害公営住宅ということですのでいろいろな年代の方がいらっしゃると思うが、当町では割と高齢の方、年配の方が入居されるというふうに想定していると伺っておりますので、その点も含めて細やかな配慮、町側からの配慮というのがぜひ必要だと思います。今100項目ぐらいのチェックリストによってお互いの契約内容を確認している途中だという答弁がありましたけれども、ぜひ町からの要求といいますか、住民のことを第一に考えた要望を強くしていっていただきたいと思います。

それで重ねてもう一回ご答弁いただければと思います。

○議長（星喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） これから新しい入居者が決まって、まずもって一番最初に必要なのが新しいコミュニティーの形成、それから今ご質問があるとおり、高齢者の対応ということが考えられます。都市部におきましても、新しく住宅ができた場合、新しい入居者のコミュニティーづくりが一番最初に入っています。今回の検討課題の中にもコミュニティー、いわゆる自治会の設立という項目も入れながら、それから高齢者の見回りといいますか、対応、ケアの部分をどうしていくか、これは保健福祉とも兼ね合いがありますけれども、今後保健福祉のほうの意見を聞きながら、どういう形がいいのか決めていきたいと考えております。

○議長（星喜美男君） ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この条例案ですと、申し込み受け付けから退去までということなんですが、その間には住宅利用の手数料関係、手数料だけではなくて住宅料というのも発

生してきますけれども、その辺は町が徴収関係はやるんでしょうか。この委託には含まれないんでしょうか。

その点と、もう1点は、この3月までそういう100項目のものをチェックすると、今後の藤議員との関連でお伺いするわけなんすけれども、100項目のことをこの3カ月で、年度末でそういうことが協議でき得るのかという疑問もあるんですけれども、その2点をお願いいたします。

○議長（星喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 住宅の管理代行をする場合は、町の条例でうたわないと管理代行ができないという規定になっておりますので、それで今回条例の改正をしております。それと、それには今第1号から第18号までの業務がそれに当たると規定されております。それで、使用料につきましては特に規定はないんですが、地方自治法の施行令の第158条に、私人その他に徴収または収納の事務を委託することができるという規定がございます。住宅の家賃と言っていますが住宅使用料でございますので、使用料、手数料、賃貸料、物品売り払い代金、貸付金の元利償還金と、この5項目について委託をするという規定がございますので、その規定に基づきまして公社と家賃の収納についても委託をしたいと考えております。

それから、チェックが間に合うのかということでございますけれども、その条例を決めるに当たって、全く公社と相談をしないでやっているわけではなくて、もう8月あたりからその辺の打ち合わせは実はしております。それで、何とかいけそうかなという状態であります。ただ、最終的には町全体として、先ほど言いました高齢者の見回り等々につきましては、公社に任せっ放しにするのか、それとも町でまた独自にそういう支援の方策をつくって、その分は町の直営にするかどうかという検討が残っているという意味でございます。

○議長（星喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今の説明ですと、家賃も公社に委託になると、第158条ですか、それで委託になるというんですけれども、現時点での滞納家賃、今の公営住宅を含まない中での滞納はどの程度あるんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（星喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 細かい数字はちょっと勘弁していただきます。1,000万円を超えています。

○議長（星喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今後この公営住宅を委託するとなると、果たして、今1,000万円の家賃

の滞納がある中で、それを公社にまた徴収まで委託するとなると、見方としては滞納がふえるのかなくなるのか、どちらの見方をしているのでしょうか、捉え方というか。委託によって徴収がプラスになるのか、徴収が免れるのか、それとも残るのかという捉え方ですね。

○議長（星喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回900戸余りの住宅ができるということで、実は一番心配しておりますのが、議員おっしゃるとおり、滞納の問題でございます。それで、このスタートを誤ると、眞面目に納入する方と滞納する方と入居者の方で不公平感がかなり広がるであろう。家賃そのものは収入に応じた家賃でございますので、収入がないから納入できないということではないと思っております。

現在家賃収納に当たれる職員は1名でございまして、その1名が家賃の徴収の業務を行ってございます。きのうも申し上げましたが、そこをしっかり人をふやすなり何なりして最初にやっていかないと大変なことになるだろうということで、これまで都市部においてでございますけれども、そういう家賃の徴収、それから滞納整理に実績のある、それぞれノウハウを持っておりますので、基本的には家賃の滞納が少なくなることを前提に委託ということを考えております。

○議長（星喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 新たに今公営住宅の管理委託ということを目的とした条例改正ということであります。この概要を見ますと、配偶者からの暴力の防止というようなことになるんですが、そうしますと夫婦関係の中に、委託される方々がどの辺まで介入といいますか、配偶者からの暴力の防止ですから、暴力を受ける前に防止しなくてはならないわけだ、この文言から見ると。そうなってくるとしょっちゅう行って暴力を受けていますか、受けられるようですか、夫婦仲どうですか、けんかする予定はというようなことで、この委託先で見回るということにもなってくるのかなという感じを受けたんです。だから、夫婦間の生活の中にどこまで介入ができるのか。暴力を受けてから被害届を出してそれを処理するというのであれば、こういう文言の整備じゃないのかなという感じがするんですけども、その辺新しい制度ですから、条例ですから、きちんとしたことを明確にしておかないと、出すほうも受けるほうも、委託されるほうも100何項目もあるということだけれども、総体的にどういう委託、どういう管理なのか、何かぱっとイメージができるような説明をしていただきたいんです、具体的に。今言ったように、ガラッとあけてけんかしていませんかとまさか行くのかどうか、そこです。

○議長（星喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 説明がうまくできていなかったようでございます。2つのやつは全くリンクをしておりませんので、別々のものと考えていただきたいと思います。

一つは、入居する際の入居条件でございます。同居者がいない方は現在町営住宅に入居できないのが大原則でございます。ただ、例外規定がございます。その例外規定に、そういういわゆるDVを受けている方は一人でも入居できますということを今回追加したと。あつたんですけれども、その中で事実婚、婚姻の届け出を出さなくても事実的な夫婦関係にある方はこれまでその対象だったんですが、そうでないケースもあるということでございましたので、それで結婚を意識しないんだけれども同居をしている方、いわゆる同棲ですね、そういう方ももしそういうDV被害があるのであれば、被害者の方が単独でも町営住宅に入居できますよという規定でございます。

それで2番目が、管理を代行させることができるということなので、2つ一緒にセットにはなっていないということをご理解いただければと思います。

実際の業務内容でございますけれども、町営住宅の入居に際して一番最初に入居者の募集がございます。受け付けをして、書類の審査をして、入居者を決定して、決定者に通知を出す、そして入居契約を結ぶ、そして部屋、鍵を引き渡す、そもそもしその後に例えば模様がえをしたいとか、同居者に変更があるとか、あとは世帯主の方が不幸にして亡くなつて息子さんがその部屋を引き継ぐとか、それから最終的には退居の申請がありまして明け渡しの検査をすると。それから毎年度収入に応じて家賃が変わりますので、家賃の算定をしないといけないんです。その辺の一連の作業を委託したいという内容でございます。

○議長（星喜美男君）三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 私ちょっと、夫婦で生活していてそこの中で暴力を受けたのを防止するためにという解釈でいたので、違つて、ほかで生活して暴力を受けた場合にも、その公営住宅に一人でも入居できますよと。要するに避難場所ではないけれども、暴力から逃げるための一つの手段として住宅に入れるような法律というような解釈ですね。できればそういう方がないように願うものであります。

それで、この公営住宅に入居する条件がいろいろあるわけですね。これはわかりましたけれども、そのほかにいろいろと反社会的勢力の構成員ですとかも入居できない要件に入っているかと思うんですが、これを見ますと、その辺の入居から退居まで公社が一切審査もするんでしょうけれども、審査も一切お任せしてよろしいというか、やるようになるんでしょう

ね、全て。入居の対象者、入れる資格があるかどうかという問題についての資格審査というものも、この公社がやると。後でそれが発覚した場合には一切公社が責任をとるというような、町は関知しないというか、その辺はこれから詰めるんでしょうけれども、やはりその辺きちんとしておかないと後々問題が起きると大変だと。町の責任がどこまで問われるのかなということも心配でありますので、しっかりしていただきたいと思います。

それから、これは公営住宅ですが、今災害によります仮設住宅がありますね。その中に今私が述べたような方が入っているというような、町に苦情といいますか、そういった話は来ておりませんか。実は私、10月末ですか、選挙があったのは。その選挙活動で街宣車でぐるっと歩いて、いろいろな仮設住宅に初めて行ったんですけども、その中でそういった話をされたんですよ、切実に。それは町のほうに言っていたんですかと聞くと、言っている、話はしているなんだけれどもさっぱりという話をされたもんですから、担当課の課長さんはそういう話を存じ上げているのかどうなのか。多分聞いていないと思うんです。あれば対処したんでしょうけれども。その辺の実態調査といいますか、これは仮設だから担当課が別なんだね。話が聞けるかどうかわかりませんが、そういった入居者の実態調査などはどういうふうに行われているのか、今後どうするのか。これまでどおりだと思うんですが、そういった問題の把握をするための調査などもする必要があるのかなという感じがしているのですが、その辺どう対処していくのか。

○議長（星喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは仮設住宅の関係でございますので答弁させていただきます。そういうたいわゆる苦情でございますとか相談ということにつきましては、本町では社協に生活支援センターを置いておりますので、被災者支援センターのほうにそういう届け出が来ていると。それに基づきまして、うちのほうの保健師あるいは場合によっては警察、そういうところに連絡するという形の体制をとっております。ですから、その辺の苦情等がございました場合は、うちのほうではそういう形の対処をさせていただいているということです。件数については今手元に資料がございませんが、そういう例もあるとということでご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（星喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうすると、やはりそういった苦情というか話というの來てはいるということですね。その方は役場に話をしているということだったんでね。その話を出された方にいつごろからですかと聞いたんです。きのうきょうなのかどうなのか。そうしたら、仮設

住宅ができたときからという話だったんです。入居する方の名義は別な方のようなんだけれども、そういう方々が出入りして、名義が該当しなければいいのかどうかという問題も出てくると思うんです。借り受ける入居する名義の方が直接そういった該当する方でなければいいのかという思いもしたんです。その辺のところを法整備といいますか、入居条件といいますか、その辺がどうなっているのか。それから、今苦情が来ているということに対しての対応はどの程度やっているのか。随分大げさな言い方かもれませんが、震えて生活していました。震えながら、不安でね。これもやはり町の責任として解決してやらなければなという感じがするんですが、その辺いかがですか。

○議長（星喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） ケースによるとは思うんですが、基本的には入るときにもちらん申請者の方がいらっしゃいますし、その辺の確認をしてから入居していただくということになっております。その際に、その後にいわゆる親戚の方になりますかご家族になりますか、そこの中に出でたり入ったりというようなことまではなかなか把握できないという状況でございます。ただ、うちのほうも多いときですと被災者支援センターに100名の支援員がいましたし、その辺はくまなく回って、その辺の苦情や相談も含めて対処してきたつもりでございますし、そういう例があった場合にはうちのほうでも優先的に、例えば別な場所を用意するというようなこともしておりますし、あるいは警察に通報、あるいは保護する場所がございますので、保護の手続をとるということの全ての手続は行ってきたつもりでございます。もしそれでもまだ困っているという場合は、こちらにまたご相談をお寄せいただければ対処したいと考えております。

○議長（星喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） まず第1点なんですけれども、管理代行の先として宮城県住宅供給公社、あともう1者あったみたいですけれども、そこしかできないのかということがまず第1点。あと第2点目は、例えば地元で管理代行業の起業を促せないのかということ。そうすれば雇用も生まれるでしょうし、いろいろな効果があるのではないかと思います。そこで、以前というか少し前に、課長に立ち話程度で聞いたところでは、こういった管理代行というのは経営のもうけというかうまみが余り少ないということも聞きましたけれども、検討できるのかどうか、その点も。

そして、前者の質問でもあったんですけれども、住宅供給公社という公社は仙台近郊での実績を持っているみたいなので、その点どうなのかと思いまして。実は東松島市でもこの公社

と契約が確定したという話も聞いたものですから、あと県南でも検討している自治体があるとも聞きました。ただ、この南三陸町は若干仙台から離れていて、そのところがどうなのか。

3番目なんですけれども、もし管理代行するようになった場合に、出張所とか営業所みたいなものはできるのかどうなのか。その3点を伺いたいと思います。

○議長（星喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 1点目、管理代行者の選定のことでございますけれども、冒頭に申し上げたとおり、公営住宅法の第47条に管理代行を行えるものが規定されております。2者あると言われております。1つが地方公共団体、もう一つが地方住宅供給公社でございます。地方公共団体、南三陸町以外であれば、極端に言えば登米市でも石巻市でも気仙沼市でもいいわけでございますけれども、基本的にはそこは考えられないと思いますので、一つの候補とすれば宮城県。それから、地方住宅供給公社ということになれば県内に1個しかございませんので、宮城県住宅供給公社ということになります。一方、宮城県自身も公社のほうに業務を委託をしておりますので、宮城県では受けられないということでございますので、残るは1者のみでございます。民間の業者さんとは管理代行の契約は結ぶことはできません。

それから、仙台から遠いということでございましたが、現在各被災した沿岸自治体でも管理代行をそれぞれ検討して、また4月から導入をするという動きでございます。今確実に4月からというのが東松島市、七ヶ浜町、多賀城市、亘理町が4月からという予定で関係条例の手続に入っているようでございます。そのほかに石巻市、気仙沼市、岩沼市、塩竈市で26年度中、それから残っております山元町、女川町、大崎市では27年度に導入したいという動きでございます。名取市は検討はしているけれども導入時期はまだ明確になっていないという回答でございました。いずれ県北に位置する南三陸町だけが単独で委託をするということではございませんので、当然、各自治体でもいろいろな地域事情があるかと思います。それぞれの地域事情に合わせた管理をお願いするような形で考えております。

それから、仙台から遠いので地方に事務所というお話をございますが、今申し上げたとおり県内北から南までそれぞれ委託を考えているということでございますので、公社とすれば石巻に事務所を設けたいということを検討しているようでございます。

○議長（星喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 1番の、住宅法によって委託できないというのはわかりました。そこで、もう1回考えてほしいのは、直営ではどうしてもできないのかという思いがあるものですか

ら、直営の難しさを説明していただきたいと思います。実はきのうも入谷の公営住宅を見学に行ったんですけども、結構高層の階で、目に見えるというか心の通えるような管理というのは、高齢の方も多く住んでるので何か難しいような気がするものですから、そこでいま一度直営というのができないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（星喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現在、町営住宅の担当者は1名でございます。それから、これは私の経験上申し上げますけれども、仮設住宅を2,000戸ほどつくって当初の入居の事務は建設課で所掌しておりました。当然、一般的には建物を建てて入居したから一安心というのが多分普通の状況だと思います。残念ながら、入居したその日からたくさんの電話が鳴り始めます。時間に関係なく、夜の10時であろうと11時であろうと電話が来ます。当然、土日も関係なく。それをじやあ1人でやれるかということでございます。お正月休みもございませんでした。それが365日、多分1年か1年半は続くものと思います。深刻な状況であればよろしいんですけども、テレビがつかないとかチャンネルが動かないとか洗濯機が回らないとか、それぞれの要望でございます。きょうも実は仮設とか町営住宅からそれぞれ朝から電話が入っているという状態でございます。それを900戸以上抱えて、しかも仮設住宅も抱えて、何人の人間が対応できるかということを心配しております。当然、そこに今度は家賃の問題もございます。これまで仮設は家賃の徴収がなかったんですけども、家賃もあわせて徴収をしなければならない。私も実際何人の人がいたらこれを直営でやれるか、今のところ見当がついていないという状況でございまして、いずれ町でやるのは無理だろうと考えているところでございます。

○議長（星喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 現在1名で大変な管理をしているということはわかりました。そこで、最後1点お聞きしたいんですけども、委託料は大体幾らぐらいになるのか。条例が出ていくぐらいなので概算は出ていると思うので、そこをお聞きしたいと思います。そのことによって、例えば1名の管理が、委託しないで直営する場合には何人ぐらいふやせるのかとか、そういうことも確認できるので、わかっている範囲でよろしいですのでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（星喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほど申し上げたとおり、いろいろ具体にどの業務を委託をするかということが今は交渉中でございます。要はそれによって値段が変わってくるということに

なります。いずれ補修費等の問題もございます。例えば何かふぐあいが生じて補修をしなければならないというときに、一々そこで公社と協議をしてそれから補修に向かうということではなくて、年間の補修費を見込みながら、苦情があった場合迅速に対応できるんだというシステムにしておりますので、ここで安易に幾らという金額は出せませんけれども、1,000万円程度ではないということだけははっきりしております。

○議長（星喜美男君）ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君）暴力に関してなんですかけれども、受ける人の保護とか支援も大事なんですかけれども、いろいろなストレスとか病気で暴力をしてしまう人への支援も今大事なんだということが言われています。その辺の体制はどのように考えておられますか。

○議長（星喜美男君）建設課長。

○建設課長（三浦孝君）私は答えられない部分だと思います。あくまでもそういう困った方があったら入居できますよということでご提案をしておりますので、そこは私ではなくてほかのほうでご相談いただければと思います。

○議長（星喜美男君）保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君）いわゆるDVの問題だと思うんですが、する側される側、それも全部含めましてうちのほうの対応ということで、保健師、あるいは先ほど言いましたように警察、そういった方々が出てくるというようなことになりますので、その都度対応していくということでございます。

○議長（星喜美男君）よろしいですか。ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（星喜美男君）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（星喜美男君）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第117号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星喜美男君）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会とすることとし、16日午前10時より本会議を開き、本日

の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、16日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午前11時55分 延会